

再採用選考(カムバック採用)制度の導入について

☞ 公務を担う能力のある人材の確保策として、再採用選考（カムバック採用）制度を導入する。

内 容

1 趣 旨

人材確保が課題となる中、公務を担う能力のある人材を積極的に確保するため、本区の退職者を再び採用することができる新たな採用制度を導入する。

2 制度の概要

項目	内容														
採用職種	全職種（ただし、物理、業務、医師、歯科医師及び幼稚園教育職員を除く。）														
採用時の職務の級	退職時の職務の級以下の級とする。														
選考の方法	書類審査（在職時の人事評価を含む。）、面接その他任命権者が必要と認める方法とする。														
受験資格	ア 平成30年4月1日以降に退職した者（平成30年度行政系人事制度改正以降） イ 在職時の勤務経験年数が1年以上ある者 ウ 選考受験日の属する年度の末日において65歳未満の者 ただし、令和12年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおりとする。 <table><tr><td>選考年度</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr><tr><td>年齢要件の上限</td><td>62歳未満</td><td>63歳未満</td><td>63歳未満</td><td>64歳未満</td><td>64歳未満</td><td>64歳未満</td></tr></table>	選考年度	7	8	9	10	11	12	年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満	63歳未満	64歳未満	64歳未満	64歳未満
選考年度	7	8	9	10	11	12									
年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満	63歳未満	64歳未満	64歳未満	64歳未満									
採用後の任用上の取扱い	昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における、在職期間要件の判定に当たっては、採用前の勤務経験年数を通算する。														
初任給	退職時の級号給を基礎とし、退職年度以降の期間に応じた加算を行う。														

3 募集開始予定日 令和7年11月1日